

# コーポレート・ガバナンス報告書

2024年5月13日

ミモザ株式会社

代表取締役会長 清水 亨

問合せ先： 取締役副社長 長南 貴志

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社が、事業を通して社会に貢献し続けるとともに、企業価値を向上させ続けるためには、経営の効率化と組織力の成長を図るのみならず、すべてのステークホルダーに対して経営の透明性を確保するための経営体制を構築し、その信頼を得ることが不可欠である、というものであります。このため、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、業務執行に対する監督機能の強化及び内部統制システムによる業務執行の有効性の向上に取り組んでおります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森山興産株式会社	331,000	48.78
斎藤 静敬	36,000	5.31
ミモザ従業員持株会	33,300	4.91
高橋 昌之	21,000	3.09
大場 末子	18,000	2.65
松本 考二	17,500	2.58
武田 正市	16,800	2.48
安藤 道子	14,000	2.06
大南 貴哉	12,500	1.84
吉田 徹	12,000	1.77
森山 久枝	12,000	1.77

支配株主（親会社を除く）の有無	なし
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役会長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	一名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
濱 のぞみ	他の会社の出身者										
東山 茂樹	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱 のぞみ	—	—	同氏は、企業の人事労務管理面で多くの知見を有しており、当該知見を活かして特に人事労務管理面について専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督・助言等いただくことを期待して、社外取締役に選任しております。
東山 茂樹	—	—	同氏は、㈱野村総合研究所において常務執行役員、関連会社社長等、また、㈱ワコムにおいては取締役常勤監査等委員に携わり、会社経営について豊富な知見を有しており、特に経営者として培われた多角的な目線から、取締役の職務執行に対する監督・助言等いただくことを期待して、社外取締役に選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名以内
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人を設置しておりませんが、監査役、内部監査室及び監査法人の相互連携については、監査の独立性と適正性を監視しながら、適宜情報共有や意見交換を行うことで連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	一名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
覺正 豊和	学者／税理士													
飯尾 康夫	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
覺正 豊和	—	—	同氏は、法学博士として長年の経験があり、企業法務にも精通していることから、当社の経営全般に対する的確な監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。
飯尾 康夫	—	—	同氏は、金融機関での長年の経験があり、企業会計・内部統制面での専門的知見及び幅広い見識を有していることから、当社の経営全般に対する的確な監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	選任していない
---------	---------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、株主総会において、年額 250 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは総務部が窓口となり実施しております。 取締役会の議案については、原則、取締役会の 3 日前までに共有を行い、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保しております。
--

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### ①取締役会

当社の取締役会は、11名の取締役（うち社外取締役2名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

### ②監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、4名で構成されております。

監査役会は、毎月1回開催する定例の監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査の方針及び監査計画等の策定、監査状況の報告や監査意見の形成等を行っております。また、取締役会その他重要な会議へ出席し、取締役の職務の執行を監査しております。

### ③内部監査

当社は、代表取締役社長直轄組織である内部監査室を設け、各部署の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

### ④会計監査

当社は、監査法人東海会計社と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容や会社規模等を鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

## III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

## 2. IRに関する活動状況

補足説明	
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上にIR情報のページを設け、決算短信、発行者情報、特定証券情報のほか適時開示すべき会社情報を掲載していく予定です。
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が対応部署となります。

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
実施しております。	今後の検討課題としておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針は次のとおりであります。
1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 ①当社は、取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心に、社内のコンプライアンスの周知徹底を図る。 ②取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、対応に努める。 ③反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本規程を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。
2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等社内規程に従い、文書又は電磁媒体に記録して適切に管理する。
3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、これに基づき、当社全体のリスク管理を統括するための組織としてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、経営上のリスクを識別及び総合的に管理、リスク対策を実行する。
4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職執行の効率化を図る。
5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社に関係会社が存在しないものの、新たに関係会社が生じた場合には、遅滞なく関係会社の管理のための規程を制定し、適切な管理体制を構築するものとする。
6 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事

	<p>項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>①監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用者を指名するものとする。</p> <p>②監査役を補助すべき使用者を配置した場合は、その使用者に対する指揮命令は監査役会に移譲され、人事評価、人事異動は監査役会と協議するものとし、取締役からの独立性を確保する。</p>
7	<p>取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役に報告するための体制、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>①毎月定期的に取締役会を開催し、取締役から重要事項について報告するものとする。</p> <p>②取締役及び使用者は、監査役の求めがあった場合は、その職務の執行状況を報告する。</p> <p>③前項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を周知徹底する。</p>
8	<p>監査役の職務執行について生ずる費用又は債務に関する事項</p> <p>当社は、監査役が、監査の実施のために必要な費用の前払又は支出した費用の償還等を請求した場合、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、適時適切に支払う。</p>
9	<p>その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>監査役は、監査法人との意見交換会を開催するほか、内部監査室との報告会を開催するなど連携を図る。</p>

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1	<p>反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方</p> <p>当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しないという方針のもと、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。</p>
2	<p>反社会的勢力排除に向けた整備状況</p> <p>当社は、反社会的勢力の排除を実践するため「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応要領」及び「反社会的勢力の排除にかかる調査実施要領」を整備し、周知徹底を図っております。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察をはじめとした外部専門家等との連携を図っており、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合に備え、不当要求防止責任者を選任するとともに、反社会的勢力対応部門は総務部とし、所管警察署や外部弁護士等との連携を図りながら対応することにしております。</p> <p>取引先等に対しては、取引開始前に反社チェックを実施するとともに、取引先との間で締結する契約書には、反社会的勢力排除条項の規定を盛り込む等の取り組みを実施しております。</p>

## V. その他

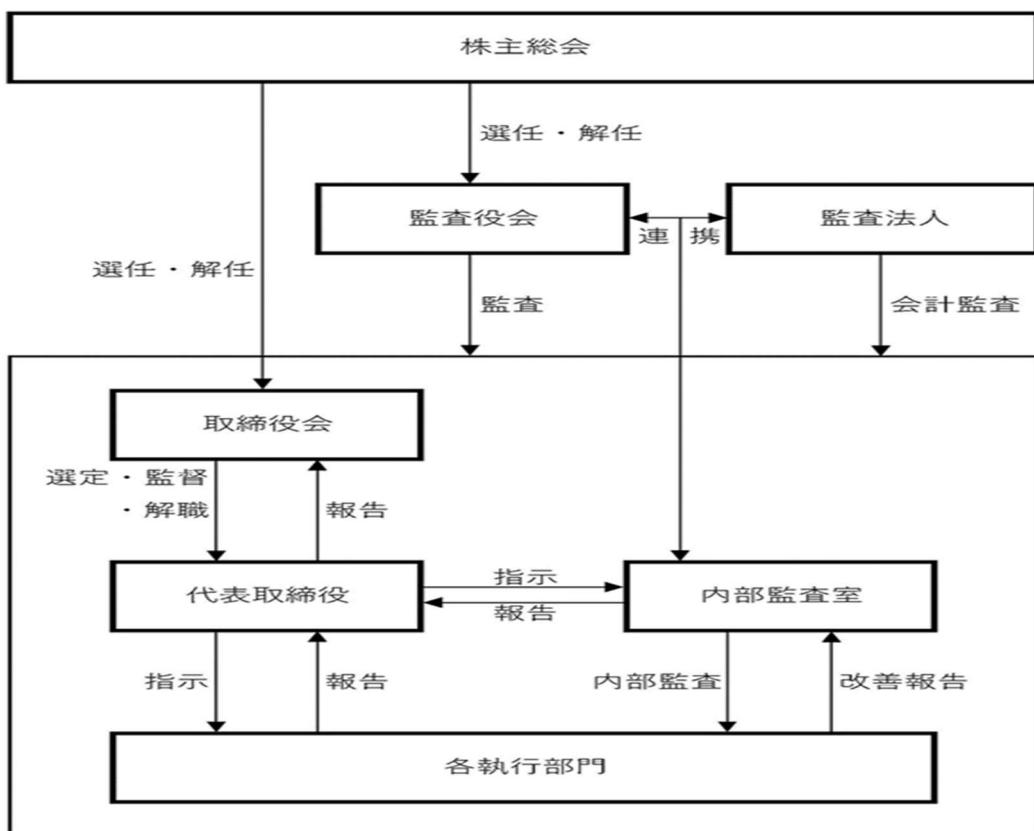
### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

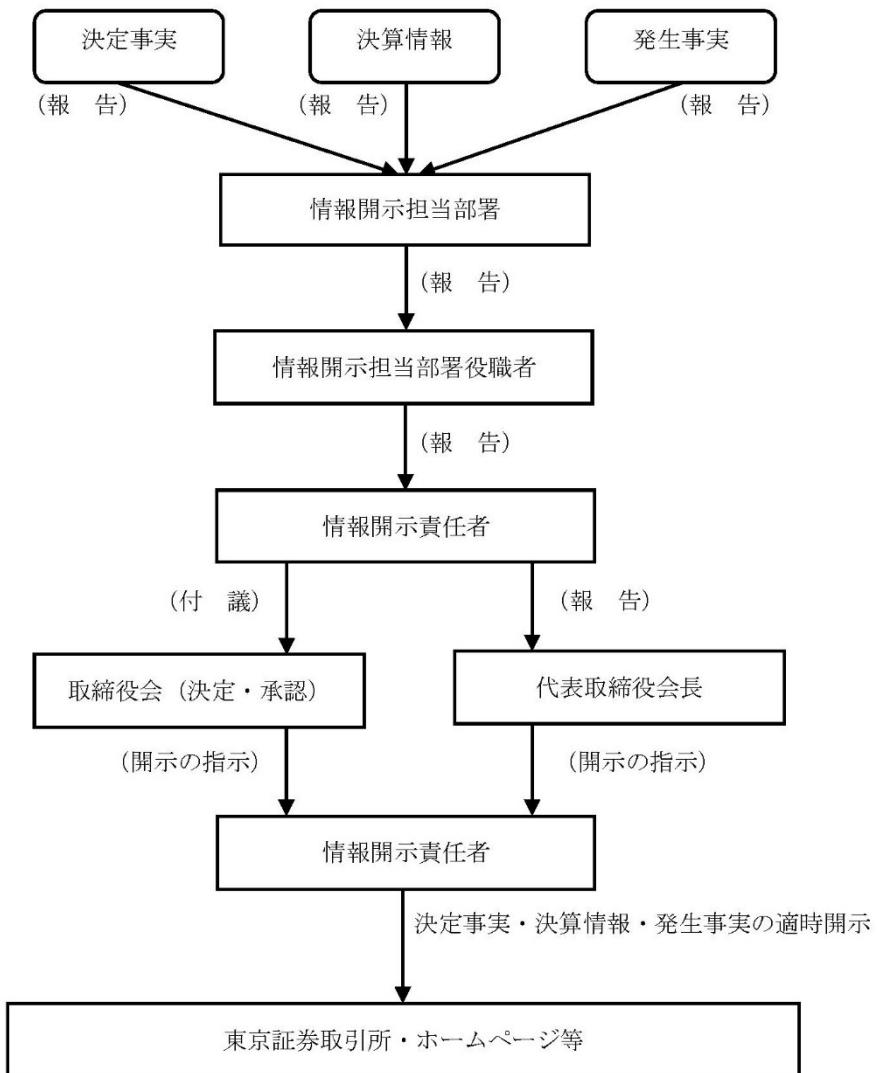
#### (1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりであります。



## (2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制のフローは、以下のとおりであります。



以上